

セルフクリーニング機能の性能判定基準

光触媒工業会

光触媒工業会に所属する会員（以下会員）は、屋外で使用するセルフクリーニング機能を表示した光触媒製品（以下製品という）を販売するにあたり、所定の試験機関にて JIS 試験を実施するとともに性能判定基準を満足しなければならない。

併せて、会員は効果の持続性及び安全性に関するデータを取得し、開示できる状況を維持しなければならない。

①セルフクリーニング機能の JIS 試験法とは。

セルフクリーニング機能のデータを取得するにあたり、以下の試験法にて実施すること。
なお、試験実施機関は、当事者間の同意においてでも試験内容を一切変更してはならない。

- ・ JISR1703-1
ファインセラミックスー光触媒材料のセルフクリーニング試験方法
第 1 部 水接触角の測定
- ・ JISR1703-2
ファインセラミックスー光触媒材料のセルフクリーニング試験方法
第 2 部 湿式分解性能

②試験機関について

JIS 試験を実施できる機関は、N I T E 技能試験を経て、JNLA に登録された機関のみとする。

但し、JNLA 登録制度が開始されるまで、光触媒工業会 標準化委員会が推奨した機関のみを JIS 試験が実施可能な機関とする。

③性能判定基準

会員は、製品の販売時において下記のいずれかの初期性能を満足しなければならない。

- ・ JISR 1703-1 : 限界接触角が 30° 以下
- ・ JISR 1703-2 : 分解活性指数が 5 以上

④効果の持続性について

効果持続性に関するデータ(促進試験、曝露試験)を取得し、消費者等へ開示できる状況を維持すること。会員が実施した促進試験に、J I S 試験を実施し、性能判定基準を満足すること。

但し、曝露試験後の J I S 試験の取得は義務としない。

⑤安全性について

製品認証を受けるためには、製品を使用した安全性試験、または、構成原料の MSDS などから安全性を評価し、下記の安全性基準を満足すること。

●必須試験項目

- (1)経口急性毒性： $LD_{50} \geq 2,000\text{mg/kg}$ または、
GHS 分類 区分に該当しない（JIS 分類の場合）
GHS 分類 区分 5 または 区分に該当しない（国連 GHS の場合）
- (2)皮膚一次刺激性試験： 刺激無し、または、弱い刺激性 または、
GHS 分類 区分に該当しない（JIS 分類の場合）
GHS 分類 区分 3 または 区分に該当しない（国連 GHS の場合）
- (3)変異原性試験： 突然変異誘起性が陰性であること または、
GHS 分類 区分に該当しない
- 皮膚に長時間直接接触する使用が常態として考えられる製品あるいは食品と接触する可能性のある製品は、更に
- (4)皮膚感作性試験： 陰性であること または、
GHS 分類 区分に該当しない
の追加確認が必要

会員は安全性に関するデータ取得に努め、消費者等へ開示できる状況を維持すること。

補足事項：

本性能判定基準に記載された光触媒製品は、光触媒が塗布、加工された最終製品をさす。
光触媒製品への表示方法、内容については、規格運用委員会が定める事項による。

以上